

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

営業秘密法に関する刑事責任の分析（下）

四、 営業秘密を侵害する刑事責任

1. 営業秘密の刑事侵害態様

営業秘密法第 13-1 条の規定「自己又は第三者の不当利益を求め、又は営業秘密の所有者の利益に損害し、以下の事情のいずれかを有する場合、5 年以下の有期徒刑又は拘留に処するほか、NT\$100 万以上 1,000 万以下の罰金を併科することができる。

一、窃取・占有・詐欺・強迫・独断再製又はその他不当な方法による営業秘密の取得、又は取得後の使用・漏洩の場合

二、**営業秘密を知って又はもって、授權を受けず若しくは授權範囲を超えて当該営業秘密を再製・使用又は漏洩する場合**

三、営業秘密をもって、営業秘密の所有者に削除・破壊を通知したうえ、削除・破壊を行わず又は当該営業秘密を隠す場合

四、他人が知って又はもっている営業秘密は、前 3 号における事情があると知っているが、それを取得・使用又は漏洩する場合。

前項による未遂犯罪者は、処罰する。

罰金を科するとき、犯罪行為人の所得利益が罰金の最高額を超えた場合、所得利益の 3 倍を範囲として斟酌加重することができる。」による。

案例において、係わる役員は、自己又は第三者の不当利益を求めため、職務関係により知って又はもっている営業秘密を、その授權範囲を超えて複製・使用又は第三者に漏洩した（離職後、盗用の営業秘密を台湾に自ら設ける携帯電話デザイン会社への持込、又は中国業者との共同研究開発を計画している）。これは、上述第 2 号の刑事責任の規定に該当するため、5 年以下の有期徒刑に処することができる。未遂犯罪者に対しても処罰する。罰金を科するとき、その所得利益が罰金の最高額を超えた場合、所得利益の 3 倍を範囲として斟酌加重することができる。

2. 域外での使用は処罰を加重する

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

営業秘密法第 13-2 条の規定「外国・中国・香港又は澳門で使用する意思があるため、前条第 1 項各号の罪を犯した場合、1 年以上 10 年以下の有期懲役に処するほか、NT\$300 万以上 5,000 万以下の罰金を併科することができる。

前項による未遂犯罪者は、処罰する。

罰金を科するとき、犯罪行為人の所得利益が罰金の最高額を超えた場合、所得利益の 2 倍から 10 倍を範囲として斟酌加重することができる。」による。

これは、利害関係者が台湾で研究開発した科学技術の成果を国外の競争相手にの窃取を阻止するため、秘密を国（境）外に漏洩する者に対して定めた刑事責任の加重規定である。

案例において、関係者は、何回中国に入国し、重要な営業秘密を中国会社/政府に漏洩するほか、協力の機会を相談する疑いがある。調査により事実と認められた場合、本条における境外で営業秘密を使用する加重罰則の規定に適合するほか、最高に 10 年以下の有期懲役に処することができる。未遂犯罪者に対しても処罰する。罰金を科するとき、その所得利益が罰金の最高額を超えた場合、所得利益の 2 倍から 10 倍を範囲として斟酌加重することができる。

3. その他関連規定

A. 親告罪

営業秘密法第 13-3 条第 1 項の規定により、境内の営業秘密侵害は、親告罪である。境外の営業秘密侵害は、公訴罪である。

B. リニエンシー制度

営業秘密法第 13-3 条第 2 項の規定「共犯者のいずれかに対して告訴又は告訴を撤回する場合、その効力は、その他犯罪者に及ぼさない。」により、秘密の漏洩に参加した従業員に対し、それが自主的自首又は真実を述べた場合、被害会社は、片方面でその者に対する告訴を撤回することができる。営業秘密の侵害案件について、被害事業は、挙証・証拠収集において容易ではないため、司法の取調べに協力する共犯者に対して、国外のリニエンシー制

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を
提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮
される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

度の立法事例に参考し、犯罪証拠の取得を望んでいるほか、司法の取調べに有利させるため、ある程度の容赦条件を採り、更に効率がある審判を期待し、営業秘密が侵害された事業の権益を早めに保障させる。

C. 非公開裁判

営業秘密法第 14 条の規定「裁判所は、営業秘密に関する訴訟案件を審査するため、専門裁判所を設立又は専門家を指定して処理することができる。当事者が提出した攻撃又は防御の方法は、営業秘密に係わったとき、当事者の届出により、裁判所が適切と認められた場合、非公開裁判にして、若しくは訴訟資料の閲覧に制限することができる。」による。

営業秘密を、裁判所審査の公開手続により、二次傷害に遭うことを回避するため、特別に裁判所が営業秘密案件を審査するとき、非公開裁判にして、又は訴訟資料の閲覧に制限できると規定する。

結び

工商経済の変革発展に伴って、営業秘密など無形の知的資産は、益々企業経営の命脈及び競争優勢になっている。故に、相手を打ち叩きって不当利益を求めため、利害関係者の伺い狙いが引きさせ、各種の手段で、その営業秘密を窃取する。外部からの商業スパイの侵入又は内部離職従業員からの元雇用者の営業秘密の漏洩などを問わず、このような事件は、よくあるの事件になり、会社/業者に極大な損失を及ぼす。企業が講じできる防護措置は、事前に従業員に守秘・競争避止条項を約定し、秘密資料に各項の守秘措置を採るほか、事後に民事損害賠償の請求権を採用できる以外、尚、修正した営業秘密法の刑事責任規定に合わせて、営業秘密の侵害状況を有効に阻止できるよう期待する。

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。